
1章 はじめに

1 計画作成の意義

国の第五次全国総合開発計画において、北海道は新しいライフスタイルに多様性を与える「新たな北方型文明を創造するフロンティア」と位置づけられ、北国らしい個性豊かな地域づくりが期待されている。また、第6期北海道総合開発計画では、本地域を含む道北地域は、豊かな資源を背景とした農林水産業が展開されている地域と位置づけられ、収益性の高い農業や水産業、効率的な林業・木材産業の展開等を図ることとされている。

また、第3次北海道長期総合計画では上川中部地域を、米や野菜等の高収益農業地域と位置づけ、食料品製造や国際的に認知された木製品の生産など、道北地域の産業、経済、文化の拠点を形成する地域としている。

本計画は、こうした背景を踏まえて、上川中部圏の1市8町が一体となって地域の持つ自然環境、地域資源及び地理的特性を活かした高次都市機能の集積の促進、産業の高度化の推進等による産業交流拠点の形成、地域内の特性を活かした観光拠点の形成を図ることにより、国際色豊かな魅力ある地域として、地域全体の活性化はもとより北海道全体の発展をリードする地方拠点都市地域の形成を図ることを目的として策定するものである。

2 計画の名称と性格

本計画の名称は、「上川中部圏地方拠点都市地域基本計画」とする。

この計画は、上川中部圏を構成する旭川市及び周辺8町の生活圏がほぼ一体性を有していることから、この地域の位置、自然特性及び経済、社会、文化等の要因・環境を踏まえて、地域の役割及び波及効果を考慮しながら地域が持つ優位性・可能性を活かした地域形成の展開を図ることを基本とし、長期的展望にたった地域の将来像を具体化していくために必要な広域的、総合的な施策を体系的に定めるものである。

3 計画期間

本計画は平成17年度から概ね平成26年度までの10年間を計画期間とする。

4 地方拠点都市地域の名称等

(1)名称

上川中部圏地方拠点都市地域

(2)構成

旭川市，鷹栖町，東神楽町，当麻町，比布町，愛別町，
上川町，東川町，美瑛町の1市8町

(3)中心都市

旭川市